

租税特別措置法に規定される特定医療法人の主な要件

根拠規定	租税特別措置法第67条の2第1項	
承認	国税庁長官の承認	
定義	医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運用されていることについて国税庁長官の承認を受けたもの	
法人形態	財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの	
役員 の 構成	理事	6名以上
	監事	2名以上
	評議員	理事の数の2倍以上(12名以上)
同族 要件	出資比率	(出資持分なし)
	社員比率	1/3以下(モデル定款で規定)
	役員(理事・監事・ 評議員)比率	役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること
特別利益供与の禁止	設立者、役員等、社員又はこれらの者の親族等に対し、特別の利益を与えないこと	
残余財産の帰属	国、地方公共団体又は他の医療法人(財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る)	
法令違反	法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと	
役職員の給与制限	役職員一人につき年間の給与総額が3,600万円を超えないこと	
医業 に係る 収入 要件	社会保険診療 に係る収入	社会保険診療に係る収入金額(労災保険・健康診査に係る収入を含む。)の合計額が、全収入金額の8割を超えること
	自費患者に対 する請求額	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること
	医療に係 る経費	医療診療収入は、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること
特別の療養環境(差額ベッド) に係る病床数の規制	各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数がその医療施設の有する病床数の100分の30以下であること	
医療 施設 の 要件	病院に係る 要件 いずれかの要件を 満たすこと	40人以上(専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上)の患者を入院させるための施設を有すること 救急告示病院であること
	診療所に係 る要件	救急告示診療所であって、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること
定期報告制度	各事業年度終了後3ヶ月以内に基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書を経由して国税庁に提出	